

## 第 70 号

## 河川法第4条第1項の一級河川の指定等に係る意見について

河川法第4条第1項の一級河川の指定及び変更について、平成24年2月15日国土交通大臣から意見を求められたので、次のとおり意見を述べる。

平成24年2月23日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

吉野川水系に係る河川について、別表により河川法第4条第1項の一級河川の指定及び変更をすることに同意する。

## 提案理由

河川法第4条第1項の一級河川の指定及び変更をすることについて、国土交通大臣から意見を求められたので、意見を述べることにつき河川法第4条第4項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

別表 吉野川水系

変更		変更		指 定	変更		変更		変更		区 分 名 称	上 流 端	下 流 端
新	旧	新	旧		新	旧	新	旧	新	旧			
滝 谷 川	滝 谷 川	箸 ヶ 谷 川	箸 ヶ 谷 川	芝 生 中 鳥 川	高 瀬 谷 川	高 瀬 谷 川	中 鳥 川	中 鳥 川	黒 谷 川	黒 谷 川	滝谷川からの分派点	吉野川からの分派点	吉野川への合流点
左岸 徳島県三好市三野町加茂野宮字北西王地千六百七十八番一地先 右岸 同市同町同字千六百七十番一地先	左岸 徳島県三好郡三野町大字清水字登千百三番地先 右岸 同町同大字同字千百十八番地先	左岸 徳島県三好市三野町清水字登千百十七番五地先 右岸 同市同町同字千百十二番一地先	左岸 徳島県三好郡三野町大字清水字登千百三番地先 右岸 同町同大字同字千百十八番地先	滝谷川からの分派点	左岸 徳島県美馬市美馬町字黒ツエ四十五番地先 右岸 同市同町同字上野十番の二地先	左岸 徳島県美馬郡美馬町字黒ツエ四十五番地先 右岸 同町同字上野十番の二地先	徳島県美馬市美馬町字宮前百五十三番二地先	吉野川からの分派点	左岸 徳島県美馬市美馬町字松ノ花二十五番二地先 右岸 同市同町同字東宮ノ上二十六番二地先	左岸 徳島県美馬郡美馬町字松の花二十七番地先 右岸 同町同字東宮の上二十六番地先	徳島県三好市三野町加茂野宮字北西王地千六百六十三番地先	中鳥川への合流点	中鳥川への合流点
吉野川への合流点	中鳥川への合流点	芝生中鳥川への合流点	中鳥川への合流点	吉野川への合流点	吉野川への合流点	中鳥川への合流点	吉野川への合流点	吉野川への合流点	吉野川への合流点	中鳥川への合流点			